深谷市ホームページ広告掲載要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、深谷市（以下「市」という。）が公開・管理するホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

（１）　この要綱において、深谷市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）とは、市が管理するホームページをいう。

（広告掲載の基準）

第３条　掲載できる広告は、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

（１）　法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

（２）　公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

（３）　政治性のあるもの

（４）　宗教性のあるもの

（５）　社会問題についての主義主張

（６）　誇大又は虚偽のおそれのあるもの

（７）　青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの

（８）　個人の名刺広告

（９）　美観風致を害するおそれのあるもの

（１０）　公衆に不快感又は危害を与えるおそれのあるもの

（１１）　第三者を誹謗中傷又は排斥するもの

（１２）　貸金業に関するもの（政府関係金融機関は除く）

（１３）　第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

（１４）　その他、掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

（広告の募集等）

第４条　広告の募集にあたっては、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

（１）　募集する広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間

（２）　広告掲載に係る料金

（広告掲載の取消し）

第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載を取消すことができる。

（１）　指定する期日までに掲載する広告原稿の提出がないとき

（２）　指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

（３）　広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき

（４）　広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき

（５）　広告主の倒産、破産等により、広告掲載をする必要がなくなったとき

（６）　広告主が書面により掲載取下げを申し出たとき

（７）　その他、市の業務上やむを得ない事由が生じたとき

（その他）

第６条　この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年５月１日から施行する

附　則（令和５年１１月１５日　市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する

附　則（令和８年８月２５日　市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する